

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成28年3月25日 午前8時57分～午前9時35分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春 二

---

### ○その他の議員

議員 井上 勝 博

---

### ○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊 郎	商工観光部長	末永 隆 光
総務課長	田代 健 一	建設部長	泊 正 人
文書法制室長	堀ノ内 孝	建設維持課長	吉川 正 紀
財政課長	今井 功 司	教育部長	中川 清
税務課長	山口 秀 昭	議会事務局長	田上 正 洋
企画政策部長	永田 一 廣	議事調査課長	道場 益 男
市民福祉部長	春田 修 一		
市民課長	榊 順 一		

---

### ○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主 幹	久米 道 秋
議事調査課長	道場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一		

---

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
  - 2 議員勉強会の開催について
  - 3 今期定例会に付議される議案等について
    - (1) 討論通告について
    - (2) 提出議案等の概要説明
    - (3) 議案等の審議方法について
  - 4 公募による意見交換会の開催の諾否について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めてまいります。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）それじゃ、皆さん、朝早くからの最終日議運ということで御協力をいただきましてありがとうございます。

きょうの御審議をいただく件につきましては、進行表のとおりでありますけれども、最終日ということで、最後まで本会議も含めてどうぞ議事運営の御協力をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

卒業式が終わって、これからまた入学とか、地域の総会とか、いろいろな形で御案内がされるんじゃないかと思ひますけれども、また議会が終わってからも、いろいろな角度で、また地域のためにも御尽力をいただきますようお願い申し上げて挨拶といたします。大変御苦労さまでございます。

△陳情の取扱いについて

○委員長（大田黒 博）それでは、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）おはようございます。資料1をごらんいただきたいと思ひます。定例会中ではございましたけれども、3月14日に陳情が1件出ております。件名が、「薩摩川内市に国を中心とした総合研究所の設立に関する陳情書」ということで、提出者は、市内に所在地でございます北鹿児島電源立地地域総合研究所立地推進協議会でございます。

陳情書の写しをつけておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思ひますが、提出されました陳情書には、3枚の陳情文と4枚目に一覧がございますが、別紙で8種類の合計253枚の資料が添付をされてございます。

陳情書の内容でございますけれども、この1ページから2ページにかけまして、この団体が

これまで陳情活動をされてきた経過等が、るる2枚にわたって書かれてございます。

2枚目の中段以降でございますけれども、本市議会の付託事件等審査結果報告書の内容、それがそのまま記載をされているところでございます。

それから、3枚目には4行目あたりに、これまでの市や市議会の対応等についての感想も書いてございますけれども、今回陳情書を再提出された動機といったものが書かれてございます。

それから、最後のほうには案件としてまとめがございまして、総合研究所の設立趣旨を含めて賛同してほしいといったこと、市議会と協議会が共同で設立運動を進めていきたいということ、それから、参考人招致をしてほしいといったことなどが書かれております。

なお、総合研究所設立に関する陳情については、これまで平成23年2月と25年6月の2回、同じ団体から提出がされておまして、いずれも企画経済委員会に付託されて、本会議において不採択となっております。

本日、付託の可否、付託先などについて御協議いただくものでありますが、陳情書として取り扱うこととなった場合は、招集日から最終日7日前までに提出されたものでありますので、申し合わせにより最終本会議での審議または閉会中の継続審査事件として委員会付託を行うこととなるものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、これから提出された陳情の取り扱いを審査してまいります。

それでは、「薩摩川内市に国を中心とした総合研究所の設立に関する陳情書」についてですが、今回の陳情者からは、同趣旨の陳情が、これまで平成23年2月と平成25年6月に提出されており、その際は、いずれも企画経済委員会に付託されているようです。これを踏まえて、付託先について、質疑、意見はありませんか。

○議長（上野一誠）上園さん本人が正副議長のほうにこれを持って来られたときにいろいろと御意見を言われたんですけども、前回、平成25年6月の委員会結果の中で反対意見等の意見も出されて、内容がなかなか趣旨がつかみづらいということから不採択というようなことであつたと。ひ

いては個々の案件の中にも4番目に参考人招致をお願いしたいという一つの項目が入ってるんですが、説明不足もあるんでしょうけども、もう一回この趣旨を十分説明をする機会を与えてほしいというのがこの陳情者の願意、四つほど書いてあるんですけども。したがって、もう一回そういう意味では参考人を呼んでいただいて説明の機会を与えてもらえないかという一つの説明もされましたので、これだけは一応皆さんにおつなぎをさせていただきます。あとは取り扱いをまた議会運営委員会で御協議をお願いしたいと思います。

○委員長（大田黒 博）御意見をください。

○委員（谷津由尚）陳情を受けまして、平成25年の6月と9月に、当時、企画経済委員会のほうで検討させていただきました。その経緯についてここに書いてありますが。その経緯を、もうちょっとわかりやすく言いますと、内容について趣旨がはっきりしないところから、陳情書の内容のまとめ方までちょっと実は手伝いをさせていただいて、こういう形でまとめたらまだわかりやすいですよという形、そこまで実はさせていただいた上で進めたんですけども。結果的には最終的にはもう文章として非常にわかりづらい文章で出てきたという経緯があります。

その経緯をもって、ここにありますように、この趣旨のまま国県に提出するのは非常に難しいということで否決させていただいたんですが、そのときも実は参考人招致はしたんです。来ていただいて委員からの質疑応答全てしていただいたんですが。そこでも話が大き過ぎるのか、焦点が絞りづらいという傾向がありまして、結果的に趣旨が絞れないという結論にはなってます。そういうことも含めて否決に至ったんですが。

今回、今この代表の紙ですね、あと添付資料が数百枚あるということですけど、見させていただいた上では、そのときと変わらんだろうという印象を受けます。ですので、これは当時の企画経済委員であった私の判断としても、今回は文書配付でいいのではないかと。もう少し要約していただかないと陳情としては成立しないだろうというふうに思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかに。

○委員（小田原勇次郎）一応、議会の原則論から言いますと、同一本会議内ではありませんので

一事不再議には引っかけられないということで、陳情としては、議会のルール上は受けて付託という流れをとるべきではないか。そうしないと判断がなかなか、議会のルール上ですよ、ルール上の中で文書配付にすべきか否かという判断というのは非常に難しい部分がありますので、企画経済委員会に付託という方向性で私はよろしいのではないかとこのように考えます。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。今、委員会付託と以前出てきた経緯を踏まえたもので文書配付という意見が出ておりますけれども。皆さん、もう少し御意見をお出しただけではないでしょうか。

○委員（佃 昌樹）当時の担当をした者として、まあはっきり言って話が国会議員に飛んだり、県議員に飛んだり、もうあっちこっち飛んで、最終的には、こういった国の研究機関を持ってきたいということはわかるけれども、その道筋というのかな、工程が描けないんですね。あっちでこう言い、こっちでこう言い、ここでこう言い、みんなつくれ、つくれ、つくれと言ってる。だけど財源の流れとかいろんなものそういったことについて、人の流れもそうなんです、どうもつかみづらい。ただ、何かこう理想論を日本の代議士たちと語って同感を得たと、それが強調されてるのかなというふうにしか思われなかったわけです。

だから、国立研究所をつくるということについては、参考人招致をしたけれども、平たい言葉で言えば、荒唐無稽な説明ではなかったのかなあというような気がしてならなかった。したがって、不採択という形になりましたけれども、今回どこがどう変わったのか、いきなり見せられたものだから、どこがどんなふうに変ってるのか、そこもわからないんですよ。事務局は把握してるのかなあ。

○議事調査課長（道場益男）前回のものと詳細に照らし合わせたわけではございませんけれども、書かれている内容はこれまで出されている内容とほぼ一緒ではないかというふうなことで捉えております。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（谷津由尚）ないようですので、小田原委員おっしゃるように、議会のルールとしては一

且は常任委員会に付託するというルートが賢明なんですけど。ただ、過去からの経緯を考えますと、常任委員会の企画経済委員会のほうでも、いかんともしがたい状態になるのではないかというのが今のところ目に見えてまして。そうであれば何らか、この(3)ですね、「薩摩川内市議会と私達協議会が共同で県、国に設立運動を進めること」ということ、こういう願意があるのであれば、別のアプローチの仕方があるんじゃないかということ、その陳情された方に、この案件を取り下げをお勧めすると同時に、これは別なアプローチの仕方ですということをやったほうがいいのではないですかということ、促すというか、そういうふうに陳情者に勧められたほうが私は可能性としては広がるような気がします。

以上です。

○委員長(大田黒 博) ほかにございませんか。少し意見を出していただかないと、もう少し、まとめられませんので。

○委員(川添公貴) 普通の議案であっても再議っていうのは認められているんで、会期が変わればですね。だから、その点からいきやあ以前出された云々じゃなくて、新たに出されたものと解すべきだろうとは思いますが。

ただし、るる説明があったように、前回私も傍聴したような気がするんですけど、趣旨が一貫しない、まず。それから、何を言いたかがわからない。3点目、国会議員と話をした、どこを話したという功労実績自慢話等々のお話であったと、こういうことでちょっと理解してるんで。

今、確認したところによると、前回の内容と中身は全く一緒だということになると、実際まず、上野さんが言ったように参考人として呼んでほしいと言われるんですが。委員の方々がまず参考人として呼ぶかどうかを判断するわけで、そこもまず確定要素がないですよ。呼ばないと言えばもう呼ばないわけですから。そこは付託されたときの話なんで。内容から言って請願、陳情については憲法で保障されてますので、ぜひ国会に出していただくように御審議を賜ってですよ、市議会ではまあこういう話があるちゅうぐらいで文書配付ぐらいでいいんじゃないかと思えますけど。というのは、まあ、前回云々じゃなくて、もう会期が変わりや再議ができるちゅうのは、当然わかってるので、今いただいた資料1の大きな3の

(1)のイですね、「陳情等の趣旨が本市または本市議会の権限に属する事項であること」ということになっているんで、国会で議論すべき内容であるということに解したときに、ここに合わないだろうということ、文書配付でどうだろうかと思えますけど。

○議長(上野一誠) ちょっと、川添委員から「上野さんが参考人を呼んでほしいと言われたんだけど」という発言は誤解を招くので、私のほうからもう一回言っときます。陳情者がこういうふうにしてほしいということ、それを私がつないだんであって、それを私が言ったということではないのでそれは誤解しないように。

○委員(川添公貴) そういうふうな受けとられたんでしょ。

○議長(上野一誠) そういうふうな受けとられたんじゃないんで、そういうことだったので、ひとつ参考人を呼んでほしいという御意見でしたというのを、私が皆さんにつないただけで、私がそれを言ったというふうな誤解してもらっちゃ困るので、ここは明確にしときます。

○委員(小田原勇次郎) 先ほど川添委員がおっしゃったように、陳情はいわゆる市民からのそういう直接参政権として認められた権利であります。前企画経済委員の正副委員長のお考えも御意向もよくわかります。そうした中で議会事務局が前回と文言上は余り変わってないの見受けられるというお考えもわかります。そうした中でいわゆる審議をしない中で門前払いをするという取り扱いが、陳情に対してですよ、陳情に対して、前回付託してるわけですから、この分について、これは市が取り扱うべき案件ではないのでやってくださいというのは前回じゃあ何のために付託したのかという、前回同じものを付託してるわけですから。そうした中において状況が変わっておるのか、変わっていないのか、そこらあたりは確認するかどうかはそれは委員会がまた判断する部分ですけども、間口は私は狭くしないほうがいいという思いで、余り議会のルールとしての間口は狭めないほうがいいと。そしてあとは委員会に委ねて、委員会で結論を出して不採択なり採択なりすれば、委員会の中で判断すべき部分ですから、余りいわゆる門前払的な部分は、議会としてはすべきではないのかなという思いではあります。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかの委員の方、付託と文書配付とありますけれども、委員会の通常の受け方とすれば付託の方向でいいのかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。その内容を聞いてみれば文書配付もわからなくてもないんですけども、陳情を再度出される、そういうものをどう捉えるかということなんでしょうけれども。

○委員（小田原勇次郎）もう1点、もう一度、例えば取り下げをしてというようなお話もありました。当然、取り下げもありと思っておるんですが、今、議運にこの形で諮られるまでに取り下げがなされておられませんので、一旦、付託という形をとった後に取り下げがあれば、それは当然取り下げという形でまた手続が必要なのかもしれませんが。現時点で、じゃあ付託を今迫られておる決断の中において取り下げができるか、されるかどうかが御本人さんの意思が明確でない状況において取り下げを前提としたいいわゆる門前払いという部分は少し議会のルールとしては避けるべきではないかというふうに思うところであります。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんね。今、意見が出ましたけれども、付託という方向でどうでしょうか。いいですか。それでは。

○委員（川添公貴）付託をするとしたときに、今定例会に付託するんですか。

〔「閉会中に」と呼ぶ者あり〕

○委員（川添公貴）いや、いや、あんたに聞いてない。本会期中に付託するんですか、それとも閉会中審査として付託するのかわ。ちょっと確認だけ。

○委員長（大田黒 博）これは事務局どうなりますか。

○議事調査課長（道場益男）付託されるとすると、申し合わせによりまして閉会中の継続審査事件として委員会のほうに付託されるということになります。

○委員長（大田黒 博）この会期中の。

○議事調査課長（道場益男）はい、本日の本会議において取り扱いを。付託を閉会中の取り扱いということで決定し、閉会后、委員会で御審議されるという流れになるかと思えます。

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情は、閉会中の継続審査事件として企画経済委員会に付

託とすることで御了承願います。

以上で、陳情の取り扱いについての審査を終了いたします。

△議員勉強会の開催について

○委員長（大田黒 博）次に、議員勉強会の開催についてを議題といたします。

まず、議長から説明をお願いします。

○議長（上野一誠）さきの議運で本市の医療体制の現状と課題ということの勉強会を、委員の皆さんに御意見を賜って、一応、やったほうがいいだろうということで、これまで日程調整をしました。この後、事務局で一応説明しますが、一応、医師会のほうからおいでいただいて、我々としては本市の医療体制と現状と課題という大きなくくりを医師会のほうにぶつけてあります。それで内容的に返事が来て、三つのことについて話をさせてほしいという御依頼がありましたので、一応、このように日程も決まり、また、その実施が決まったということをおつなぎをして、事務局のほうから詳しくお願いいたします。

○委員長（大田黒 博）次に、事務局に資料の説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料2でございます。議員勉強会について、医師会のほうと調整した結果でございます。開催日時が4月14日午後1時10分から3時までの間。説明をしていただく方は、医師会のほうから4人のお医者さんに来ていただきまして、具体的な内容といたしましては、二次救急医療体制の現状と課題、それから、時間外小児医療の現状課題、看護師養成について、以上三つの案件について御説明いただくということとなりました。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（谷津由尚）これは勉強会というスタンスですね、意見交換会とか解決策を求めるとかそういう位置づけではないという認識でよろしいですね。

○議事調査課長（道場益男）勉強会という形でございますので、そこまで解決策を求めるとはではないということで御理解いただければと思います。

○委員長（大田黒 博）よろしいでしょうか。

○委員（谷津由尚）はい。

○委員長（大田黒 博）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、議員勉強会については、説明のとおり開催することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、議員勉強会についてを終わります。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。ちょっと急いでもらえますかね。よろしいでしょうか。

〔当局入室〕

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）次に、今期定例会に付議される議案等の審査方法についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料3-1、議案に係る討論通告一覧をごらんください。

記載のとおり、議案第17号など10件について井上議員から反対討論の、22号について川添議員から賛成討論の、27号について成川議員及び徳永議員から賛成討論の、70号について川添議員及び今塩屋議員から賛成討論のそれぞれ通告があったところです。

次に、資料3-2、請願、陳情に係る審査結果、討論通告等一覧をごらんください。

請願第1号及び陳情第2号について、付託先の市民福祉委員会の審査結果はいずれも採択すべきものであります。

また、陳情第3号については、付託先の川内原子力発電所対策調査特別委員会の審査結果は不採択とすべきものであります。いずれも本日の本会議において、それぞれ委員長報告があり、個別に質疑、討論、採決となります。

なお、討論通告については、陳情第3号について、井上議員から賛成討論の、森満議員から反対討論のそれぞれ通告があったところです。

また、閉会中の継続審査の申し出ですが、川内原子力発電所対策調査特別委員会から陳情第4号について申し出があります。

次に、資料3-3、付託事件等区分表（案）をごらんください。

まず、特別委員会の調査報告が2件、川内原子力発電所対策調査特別委員会及び次世代エネルギー対策調査特別委員会から本日の本会議においてそれぞれ委員長報告がございます。

次に、意見書提出に関する発議が1件、発議第1号は市民福祉委員会提出分であり、本日の本会議で審議してはと考えます。

次に、当局からの報告が3件。報告第4号及び5号は、市道の管理の瑕疵による事故に係るもの、6号は公用車による交通事故に係るもので、いずれも損害賠償及び和解に係る専決処分について、本日の本会議において報告を受けるものであります。

裏面をごらんください。

次に、提出予定議案は6件、議案第88号は、職員の給与に関する条例及び技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であり、住居手当のうち職員所有の住宅に係るものを平成29年3月31日をもって廃止しようとするもの、議案第89号は、契約変更議案であり、育英小学校屋内運動場新增改築（建築）工事について、公共工事設計労務単価の引き上げに伴い契約金額を増額しようとするもの、議案第90号、91号及び92号は、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦について、議案第93号は平成27年度一般会計補正予算であり、いずれも本日の本会議で審議してはと考えます。

次に、受理陳情が1件、先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第5号について、企画経済委員会に付託してはと考えます。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○総務部長（今吉俊郎）おはようございます。本日提案させていただきます議案第88号について、少し補足をさせていただきますと思います。

現在、職員に支給しております、いわゆる持ち家手当になりますけれども、月額3,000円を、1年後の来年3月31日をもって廃止する条例を提案するものでございますが、組合との合意に至りましたことから、他市の動向も踏まえまして、本日最終日に提案をさせていただきます、御審議をお

願いする次第でございます。よろしく願いいたします。

以上です。

**○財政課長（今井功司）** 今回提出いたします補正予算について御説明いたします。

別冊となっております、平成27年度一般会計予算書（第9回補正）を御準備いただきしたいと思います。ページは11ページをお開きいただきしたいと思います。

今回の補正は、歳入におきまして、地方消費税交付金及び特別交付税の交付額確定に伴います予算の増額及び今後の財源対策のための市有施設保全基金積立金の増額、国庫支出金精算返納金の確定に伴う予算を計上するものでございます。

なお、一般会計のみの補正でございます。

それでは、13ページをお開きください。歳出（目的別）の表でございます。

補正の内容を説明いたします。

総務費では、財産一般管理費において市有施設の老朽化や長寿命化対策などに係ります改修経費に対します今後の財源対策として、市有施設保全基金積立金を増額するものであります。

民生費では、生活保護管理運営費におきまして、確定に伴い国庫支出金精算返納金を計上するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

12ページをお開きください。歳入の表でございます。

地方消費税交付金及び地方交付税の特別交付税において交付額の確定を受け、増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**○委員長（大田黒 博）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）** 質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）** 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議

方法についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時29分休憩

~~~~~

午前9時31分開議

~~~~~

[休憩中に当局退室]

**○委員長（大田黒 博）** ここで本会議に戻します。

△公募による意見交換会の開催の可否について

**○委員長（大田黒 博）** 次に、公募による意見交換会の開催の可否についてを議題といたします。まず、事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（道場益男）** 公募による意見交換会の申し込みが1件出てまいりました。おとといでございます。3月23日に受理をいたしました。申し込みのありました団体は薩摩川内政経クラブでございます。

写しのとおり、テーマが少子高齢化と若年人口の流出についてということで、具体的にはその下に3項目ほど書かれております。

希望される日時につきましては、4月18日の午後7時からということで、時間につきましては30分から45分程度ということで書いてございます。

場所のほうは、安藤旅館のほうでございます。

なお、この意見交換会の後は、懇親会を一緒にされたいという希望もあるようで、そのような時間帯が設定されてるようでございます。

この後、受諾の可否と対応班について御協議いただくわけですが、資料5をごらんいただきたいと思います。4月から5月にかけては各種団体との意見交換会、こちらのほうが1班から4班まで対応していただくことが決まっております。

それから、これまで開催された中で、薩摩川内政経クラブにつきましては、各種団体との意見交換会で、昨年11月に第4班のほうが対応されているところでございます。そうする中で政経クラブさんのほうといたしましては、いろんな議員さんと交流したいというようなことで、できれば1班、2班、3班の中での対応希望もあられるよ



うでございました。そういうことでございます。

それで、4、5月につきましては、これまで公募分各種団体とあわせまして4班とも均等に開催回数をこなしていただいておりますので、順番からいけば元に戻って1班から順番というようなめぐりあわせにはなるのかなと思っております。

それから、公募による意見交換会の公募期間でございますが、一応、5月末までとなっておりますので、まだ若干時間がありますので、今後もまた少なからず出てくる可能性はあるということを申し添えておきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局から説明がありましたが、開催の諾否、対応等について、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、開催の諾否、対応等についてをお諮りします。

まず、諾否については受諾することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、対応する班についてですが、薩摩川内政経クラブからは、できるだけ多くの議員との意見交換会を希望されているとのこととあります。このことを踏まえて、どの班で対応するか御協議いただく必要がありますが、順番としては1班の対応となるようです。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、1班の対応に決定しました。

以上で、公募による意見交換会の開催の諾否についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時34分休憩

~~~~~

午前9時35分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博